

平成29年第9回臨時会会議録

| | | | | |
|--------------------------------|---------------------------|-------------|-------------|-------------|
| 招 集 年 月 日 | 平成29年10月30日（月曜日） | | | |
| 招 集 場 所 | 伊江村議会議事堂 | | | |
| 開 会 | 10月30日 14時00分 島袋義範議長宣言 | | | |
| 閉 会 | 10月30日 14時15分 島袋義範議長宣言 | | | |
| 出 席 議 員 （ 応 招 議 員 ） | 1 | 島 袋 義 範 議 員 | 7 | 渡久地 政 雄 議 員 |
| | 2 | 島 袋 勉 議 員 | 8 | 亀 里 敏 郎 議 員 |
| | 3 | 山 城 善 彦 議 員 | 9 | 知 念 一 邦 議 員 |
| | 5 | 内 間 広 樹 議 員 | 10 | 名 嘉 實 議 員 |
| | 6 | 知 念 一 吉 議 員 | 11 | 内 田 竹 保 議 員 |
| 欠 席 議 員 | | | | |
| | | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議会事務局長 島袋裕次君 主 査 知念一史君 | | | |
| 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 | 副 村 長 | 名 城 政 英 君 | 教 育 長 | 宮 里 徳 成 君 |
| | 総 務 課 長 | 内 間 常 喜 君 | 建 設 課 長 | 金 城 和 廣 君 |
| | 政策調整室長 | 宮 城 弘 和 君 | 建 設 課 参 事 | 知 念 利 次 君 |
| | 教育行政課長 | 新 城 米 広 君 | 会 計 管 理 者 | 宮 里 政 喜 君 |
| | 農林水産課長 | 知 念 吉 久 君 | 福 祉 課 長 | 亀 里 裕 治 君 |
| | 公営企業課長 | 東 江 民 雄 君 | 商 工 観 光 課 長 | 万 寿 祥 久 君 |
| | 住 民 課 長 | 西 江 忍 君 | 総 務 課 長 補 佐 | 山 城 直 也 君 |
| | | | | |
| 議事日程及び会議に付した事件 | 別紙のとおり | | | |
| 会 議 の 経 過 | 別紙のとおり | | | |

平成29年第9回伊江村議会臨時会議事日程（第1号）

平成29年10月30日（月）午後2時00分 開 会

| 日程 | 議案番号 | 件名 |
|----|--------|-------------------------------|
| 第1 | | 会議録署名議員の指名（11番 内田竹保・2番 島袋 勉） |
| 第2 | | 会期決定の件 |
| 第3 | 意見書第3号 | 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書（案） |
| 第4 | 決議第2号 | 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議（案） |

○ 議長 島袋 義範 君

ただいまから、平成29年第9回伊江村議会臨時会を開会いたします。

(開会時刻14時00分)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって11番 内田竹保議員、2番 島袋 勉議員を指名します。

日程第2 会期決定の件を議題とします。お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間にしたいと思えます。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって会期は、本日1日間に決定しました。

日程第3 意見書第3号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書(案)を議題といたします。

本案は、提出者 渡久地政雄議員、賛成者 亀里敏郎議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。7番 渡久地政雄議員。

○ 7番 渡久地 政雄 議員

意見書第3号について、提案理由を説明いたします。

御承知のとおり、10月11日東村高江集落において、米軍大型輸送ヘリCH53E型機が緊急着陸し、炎上・大破した。10月18日には、沖縄県町村議会議長会。20日には、北部市町村議会議長会において、決議されております。24日の村議会運営委員会において、意見書案が採決されましたので、本臨時会において提案するものである。読み上げて説明いたします。

意見書第3号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書(案)

平成29年10月11日午後5時半頃、沖縄県北部地域東村高江集落の民間地に米軍大型輸送ヘリCH53E型機が緊急着陸し、炎上・大破した。

事故現場は、民間所有の牧草地で刈取作業がピークを迎える中、所有者は別の畑で作業をしており、危うく難を逃れた。さらに、事故現場から最も近い住宅地まで約300mの距離で、一步間違えれば人命にかかわる大惨事になりかねない重大な事故である。又、現場から、福地ダムの流域界までわずか400mで、本島全域の飲用可能な水(上水道)の6割が送水されており、県民に不安な声広がっている。

平成16年に宜野湾市の沖縄国際大学に墜落した同型ヘリや、平成25年に宜野座村内に墜落炎上したHH60G型機など、これまでも県内では米軍航空機による事故が繰り返されている。

北部地域において、伊江島補助飛行場や北部訓練場、キャンプシュワブ、キャンプハンセン等、多くの米軍訓練施設が存在し、昼夜を問わずヘリなどの飛行訓練が頻繁に行われ、事故も発生していることから、飛行経路となっている集落や着陸帯に隣接する地域住民を不安に陥らせている。

このような中、名護市における米軍オスプレイ墜落事故から1年も経たないうちに、今度は大型輸送ヘリが東村の民間地で炎上・大破した事故が発生したことは、極めて遺憾であり、沖縄の基地負担軽減を掲げる日米両政府の責任は重大である。

伊江村議会は、過去に同様な事故が発生するたびに、幾度となく抗議決議を行い、米軍への再発防止や飛行停止を訴えてきたが、またもや原因究明や再発防止策の説明がないまま飛行が再開された。

このように住民の安全・安心に配慮せず、不安な思いを真摯に受け止めない日米両政府に対し、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、伊江村議会は住民の生命と財産を守る立場から今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、同

型機への飛行中止を求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成29年10月30日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 内閣総理大臣、内閣官房長官、外務大臣、防衛大臣、外務省全権大使沖縄担当、沖縄防衛局長。
以上であります。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております意見書第3号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第3号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから意見書第3号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書(案)を採決いたします。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって意見書第3号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する意見書(案)は、原案のとおり可決されました。

日程第4 決議第2号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議(案)を議題といたします。

本案は、提出者 亀里敏郎議員、賛成者 渡久地政雄議員から提出されております。

本案について提案理由の説明を求めます。8番 亀里敏郎議員。

○ 8番 亀里敏郎議員

決議第2号について、提案理由を説明いたします。

先ほど申し上げました意見書同様の提案理由であり、本臨時会において提案するものであります。読み上げて説明をいたします。

決議第2号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議(案)

平成29年10月11日午後5時半頃、沖縄県北部地域東村高江集落の民間地に米軍大型輸送ヘリCH53E型機が緊急着陸し、炎上・大破した。

事故現場は、民間所有の牧草地で刈取作業がピークを迎える中、所有者は別の畑で作業をしており、危うく難を逃れた。さらに、事故現場から最も近い住宅地まで約300mの距離で、一步間違えれば人命にかかわる大惨事になりかねない重大な事故である。又、現場から、福地ダムの流域界までわずか400mで、本島全域の飲用可能な水(上水道)の6割が送水されており、県民に不安な声が広がっている。

平成16年に宜野湾市の沖縄国際大学に墜落した同型ヘリや、平成25年に宜野座村内に墜落炎上したHH60G型機など、これまでも県内では米軍航空機による事故が繰り返されている。

北部地域において、伊江島補助飛行場や北部訓練場、キャンプシュワブ、キャンプハンセン等、多くの米軍訓練施設が存在し、昼夜を問わずヘリなどの飛行訓練が頻繁に行われ、事故も発生していることから、飛行経路となっている集落や着陸帯に隣接する地域住民を不安に陥らせている。

このような中、名護市における米軍オスプレイ墜落事故から1年も経たないうちに、今度は大型輸送ヘリ

が東村の民間地で炎上・大破した事故が発生したことは、極めて遺憾であり、沖縄の基地負担軽減を掲げる日米両政府の責任は重大である。

伊江村議会は、過去に同様な事故が発生するたびに、幾度となく抗議決議を行い、米軍への再発防止や飛行停止を訴えてきたが、またもや原因究明や再発防止策の説明がないまま飛行が再開された。

このように住民の安全・安心に配慮せず、不安な思いを真摯に受け止めない日米両政府に対し、激しい憤りを禁じ得ない。

よって、伊江村議会は住民の生命と財産を守る立場から今回の事故に対し、厳重に抗議するとともに、同型機への飛行中止を求める。

以上、決議する。平成29年10月30日、沖縄県国頭郡伊江村議会。

あて先 駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官、在沖米国総領事。

○ 議長 島袋義範君

これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。〔「質疑なし」の声あり〕

質疑なしと認めます。お諮りします。

ただいま議題となっております決議第2号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第2号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論はありませんか。〔「討論なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これから決議第2号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議（案）を採決いたします。お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。したがって決議第2号 米軍大型輸送ヘリCH53E型機の事故に関する抗議決議（案）は、原案のとおり可決されました。

次にお諮りします。本臨時会において議決された案件について、その字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に一任されたいと思います。御異議ありませんか。〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。

したがって、その字句、数字その他の整理は、議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第9回伊江村議会臨時会を閉会いたします。

(閉会時刻14時15分)

地方自治法第123条第2項の規定に基づき
ここに署名する。

伊 江 村 議 会

議 会 議 長 島 袋 義 範

署名議員 (11番) 内 田 竹 保

署名議員 (2番) 島 袋 勉